

令和4年定例会
環境生活農林水産常任委員会
説明資料

◎ 議案補充説明

- | | | |
|---|--|---|
| 1 | 議案第134号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | 1 |
| 2 | 議案第137号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案 | 3 |
| 3 | 議案第142号 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案後期対策工事） | 5 |

◎ 所管事項説明

- | | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 「三重県文化振興条例（仮称）」の中間案について | 7 |
| 2 | 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定（中間案）について | 13 |
| 3 | 「三重県水道広域化推進プラン」の中間案について | 16 |
| 4 | 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への対応等について | 21 |
| 5 | 産業廃棄物の監視・指導における新たな技術の活用等について | 23 |
| 6 | 各種審議会等の審議状況について | 27 |

別冊1 三重県文化振興条例（仮称）（中間案）

別冊2 三重県地球温暖化対策総合計画 改定（中間案）

別冊3 三重県水道広域化推進プラン（中間案）

令和4年12月8日

環境生活部

1 議案第134号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する 条例案

1 改正の趣旨

地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

【参考】

地方自治法より抜粋

(条例による事務処理の特例)

第 252 条の 17 の 2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

2～4 (略)

2 概要

旅券に関する申請者の利便性向上と旅券事務の効率化等のため、旅券の発給申請手続等の電子化の導入に向けて、令和 4 年 4 月に旅券法（以下「法」）が改正されました。

改正された内容のうち、市町が処理することとされている事務に係る条例の規定について整備を行うものです。

①法第 3 条（一般旅券の発給の申請）関係

- ・記載事項変更及び切替申請時における現有旅券の確認を追加

②法第 8 条（旅券の交付）関係

- ・査証欄の増補規定の削除
- ・現有旅券の返納の受理を追加

③法第 17 条（紛失又は焼失の届出）関係

- ・事実確認に関する内容を追加

3 施行日

令和 5 年 3 月 27 日から施行

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一・一の二 （略）	（略）	一・一の二 （略）	（略）
一の三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（緊急の必要がある場合等であつて、別に規則で定める場合を除く。） イ～ハ （略） <u>ニ 法第三条第五項の規定による申請者が現に所持する一般旅券（以下この項において「現有旅券」という。）の確認</u>	名張市、志摩市	一の三 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務（緊急の必要がある場合等であつて、別に規則で定める場合を除く。） イ～ハ （略）	名張市、志摩市
<u>ホ 法第八条第一項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</u>		<u>ニ 法第八条第一項（法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による一般旅券の交付</u>	
<u>ハ 法第八条第三項の規定による出頭を求めることなく行う一般旅券の交付及び同項後段の規定による現有旅券の返納の受理</u>		<u>ホ 法第八条第二項の規定による出頭を求めることなく行う一般旅券の交付</u>	
<u>ト 法第十七条第三項の規定による届出者及び事実の確認、その確認のための書類の提示又は提出の要求</u>		<u>ハ 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求</u>	
チ （略）		ト （略）	
一の四～三十五 （略）	（略）	一の四～三十五 （略）	（略）

2 議案第137号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案

1 改正の趣旨

地方税法において、都道府県等がNPO法人を条例で個別に指定した場合は、条例により法人の名称及び主たる事務所の所在を明らかにしなければならないと定められています。

今回、条例による個別指定を受けているNPO法人の名称が変更されたことから、条例に定める法人名称を変更するものです。

2 概要

法人名称の変更

変更前 特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ

変更後 認定特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ

3 施行日

公布日から施行

【法人概要】

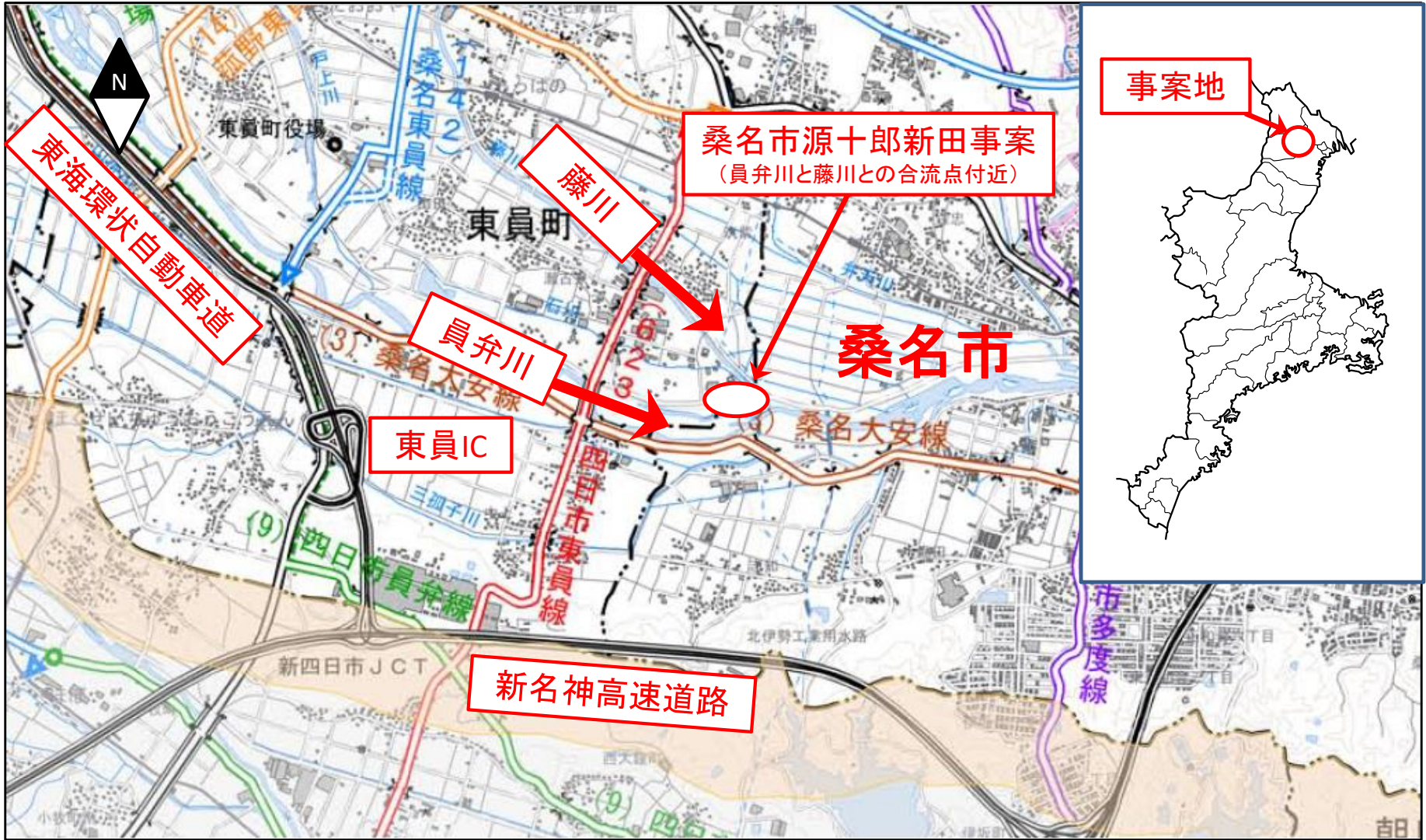
名 称	認定特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ
主たる事務所の所在地	三重県津市広明町 328 番地
設 立 年 月 日	平成 14 年 10 月 1 日
条 例 指 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 23 日
認 定 年 月 日	令和 4 年 3 月 30 日
名 称 変 更 認 証 日	令和 4 年 7 月 19 日 「特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ」 から名称変更
定款に記載された目的	フリースクールの設立・運営、及び県内にある各フリースペースとの連携を進める事業を行い、不登校の子どもとレギュラースクール以外の学びの場を求める子どもに対して、学びの場を保障・拡大し、子どもの成長の支援と子どもを主体とした教育の創造・発展に寄与すること
事 業 の 概 要	フリースクールの運営、卒業資格取得のための高校生の学習サポート、公民連携の「みえ不登校支援ネットワーク」の運営、行政との連携、情報発信、相談事業 等

地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

改 正 後		改 正 前													
<p>(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人)</p> <p>第二条 地方税法第三十七条の二第十二項の規定に基づき、前条に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。</p>		<p>(地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人)</p> <p>第二条 地方税法第三十七条の二第十二項の規定に基づき、前条に規定する寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地は、次のとおりとする。</p>													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定非営利活動法人の名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>認定特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ</u></td> <td>三重県津市広明町三二八番地</td> </tr> </tbody> </table>	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	(略)	(略)	<u>認定特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ</u>	三重県津市広明町三二八番地		<table border="1"> <thead> <tr> <th>特定非営利活動法人の名称</th> <th>主たる事務所の所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ</u></td> <td>三重県津市広明町三二八番地</td> </tr> </tbody> </table>	特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	(略)	(略)	<u>特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ</u>	三重県津市広明町三二八番地	
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地														
(略)	(略)														
<u>認定特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ</u>	三重県津市広明町三二八番地														
特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地														
(略)	(略)														
<u>特定非営利活動法人フリースクール三重シューレ</u>	三重県津市広明町三二八番地														

3 議案第 142 号 工事請負契約の変更について（桑名市源十郎新田事案 後期対策工事）

議案番号 第 1 4 2 号 工事請負契約の変更について	
工事名	桑名市源十郎新田事案後期対策工事
施工場所	桑名市大字五反田字源十郎新田地内
契約金額	変更前 3,107,710,100 円（消費税等含む） 変更後 3,152,304,100 円（消費税等含む）
請負者 住所氏名	津市羽所町 375 清水・水谷・天元特定建設工事共同企業体 代表者 清水建設株式会社 三重営業所 所長 齋藤 直樹
契約工期	令和 2 年 12 月 21 日から令和 5 年 3 月 31 日まで
<u>工事内容</u>	<u>変更理由</u>
PCB 高濃度範囲掘削工 $V = 5,150 \text{ m}^3$ VOC 等熱処理工 $N = 1 \text{ 式}$ キャッピング工 $A = 7,410 \text{ m}^2$	<p>当該工事は、河川に近接する事案地において PCB（ポリ塩化ビフェニル）や VOC（揮発性有機化合物）等の有害物質を含む廃油の拡散防止を図るため、汚染源となる廃棄物の掘削除去等を実施するものです。</p> <p>今回の変更は、学識経験者で構成する技術検討専門委員会において、排水機能を将来にわたり確保するためには、雨水は地中に浸透させず地表面から直接排水する必要があるとの意見があったことをふまえ、事案地内の窪地の嵩上げ盛土や排水施設等の整備について工事施工数量を増額するものです。</p>
契約方法	随意契約



1 「三重県文化振興条例（仮称）」の中間案について

1 検討状況

「三重県文化振興条例（仮称）」（以下「条例」）の制定に向けて、第2回三重県文化審議会及び県議会における条例の骨子案に対するご意見をふまえ、中間案（別冊1）を作成し、11月1日開催の第3回三重県文化審議会にて審議を行いました。

2 条例の名称

条例の内容を簡潔かつ的確に表現させるため「三重県文化振興条例」とします。

3 条例の中間案の概要（別紙）

（1）前文

条例制定の背景や趣旨については、以下のとおりです。

- ・文化は、創造性を育むとともに、多様性を受け入れることのできる心豊かで平和な社会を形成していく基礎となるものである。
- ・世代を超えて受け継がれてきた多様で特色ある三重の文化は、県民が拠って立つアイデンティティそのものである。
- ・急激に変化する社会の中で、三重の文化を未来へ継承していくとともに、文化のもつ強い力を生かし、幅広い分野と連携して施策を展開することが求められている。
- ・文化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる、活力ある三重の実現へつなげていく。

（2）目的（第1条）

この条例は、文化の振興及び文化により生み出される価値の活用（以下「文化の振興等」）に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにするとともに、文化の振興等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とします。

（3）基本理念（第2条）

本県の文化の振興等に関する基本的な考え方を示し、以下のとおり9つの基本理念を規定します。

- ①文化活動を行う者の自主性を尊重することを規定します。
- ②文化活動を行う者の創造性を尊重し、十分にその能力が発揮されるよう考慮することを規定します。

- ③県民の誰もが、文化にふれ親しみ、創造することができるような環境の整備を図ることを規定します。
- ④三重の豊かな歴史的資産等を通じて、三重の文化に対する関心と理解を深め、郷土への誇りと愛着を持てるよう配慮することを規定します。
- ⑤三重の多様で特色ある文化が、県民共通の財産であるという認識から、その保護及び発展を図ることを規定します。
- ⑥三重の文化を国内外へ積極的に発信し、文化に関する交流を促進することを規定します。
- ⑦文化に関する教育は、子どもたちの豊かな感性や創造性、文化に親しむ心を育むことから、教育機関等との相互の連携に配慮することを規定します。
- ⑧文化振興等に関する施策の立案、実施等にあたっては、県民の意見が反映されるよう十分配慮することを規定します。
- ⑨文化固有の意義と価値を尊重しつつ、文化の振興等に関する施策と観光やまちづくり等の関連分野における施策が、有機的に連携できるよう配慮することを規定します。

（４）県の責務（第３条）

県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有することを規定します。

（５）県民、文化団体等、教育機関、事業者の役割（第４～７条）

県民、文化団体等、教育機関、事業者が文化の振興等に果たす役割の重要性について理解を深めるとともに、積極的な役割を果たすよう努めることを規定します。

（６）市町等との連携（第８条）

文化の振興等に関する施策は、県と市町、文化団体等の関係主体が連携を強化し、協働することで、より効果的かつ効率的に機能すると考えられることから、相互に連携することを規定します。

（７）基本計画等（第９～１１条）

県は、文化の振興等に関する具体的な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、文化の振興等に関する基本的な計画を策定することを規定します。

また、財政上の措置を講ずるよう努めること及び推進体制を整備することを規定します。

(8) 文化に関する基本的施策

①文化の振興（第12～14条）

県は、芸術、芸能、生活文化の振興及び国民娯楽の普及を図るため必要な施策を講ずることを規定します。

②文化にふれ親しみ、創造する環境づくり（第15～20条）

本県の文化の振興等に取り組むためには、まず、県民の文化に対する関心及び理解を深め、文化への親しみをもってもらうことが重要との認識のもと、県は、鑑賞等機会の充実や高齢者、障がい者等、子どもたちの文化活動の充実など必要な施策を講ずることを規定します。

③文化を育み、継承する人材の育成（第21～22条）

少子高齢化や過疎化に伴い、文化活動を行う者が減少し、地域の文化を継承する人材が不足するなどの課題をふまえ、県は、文化に関する創造的活動を行う者、伝統芸能等の継承を行う者等の育成・確保を図るため、必要な施策を講ずることを規定します。

④三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承（第23～24条）

文化財等は、県民の貴重な財産として、今後も守り伝えられるため、将来に向けて適切に保存し、また、活用を進め、確実に次世代へ継承・発展していくことが重要との認識のもと、県は、文化財等に関し、所有者等による修復、防災対策、公開等への支援など、必要な施策を講ずることを規定します。

⑤文化を生かした地域の活性化と魅力の発信（第25～28条）

地域の文化は、地域住民が継承してきた貴重な財産であるとともに、その多様な価値を生かし、他の施策との連携を推進することは、活力ある地域づくりにつながることから、県は、文化を生かしたまちづくりの推進や観光等との連携、情報発信など、必要な施策を講ずることを規定します。

(9) 三重県文化審議会（第29～33条）

文化の振興等に関する基本計画の策定及び変更、その他文化振興等に関する重要事項を調査、審議するため、三重県文化審議会について規定します。

なお、本条例の制定に伴い、現行の三重県文化審議会条例(三重県条例第33号)は廃止し、審議会の設置根拠を本条例に移すこととします。

4 第3回三重県文化審議会での主な意見

- ・前文において、文化の振興が、人口減少や少子高齢化の対策として、どのような効果や影響を与えることができるのかについて、もう少し記載してほしい。
- ・教育に携わるものとして、子どもたちが文化にふれ親しむことの重要性を明記してもらっている点ありがたい。
- ・条例の中に、文化を発信するという言葉はあるが、情報を収集するという言葉がない。文化に関する情報を収集して、反映させていくという視点が必要ではないか。
- ・文化施設にはバリアフリー化されていない部分がまだかなりあるので、一人でも多くの方が見に行けるよう取り組んでもらいたい。
- ・文化の担い手の育成及び確保について、アーティストだけでなく、企画制作や文化施設の管理者など、プロデュースする人たちを育成、確保するような視点が必要ではないか。

5 今後のスケジュール

令和4年12月	パブリックコメント（12月中旬～1月中旬） 市町等への意見照会
令和5年2月	第4回 三重県文化審議会（条例最終案）
3月	環境生活農林水産常任委員会（条例最終案） 「三重県文化振興条例（仮称）」答申
6月	定例会会議 条例案を提出
7月以降	「三重県文化振興方針（仮称）」の策定

三重県文化振興条例(仮称) 構成案

前文

第1章 総則

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興

第2節 文化にふれ親しみ、創造する環境づくり

第3節 文化を育み、継承する人材の育成

第4節 三重の歴史的資産等の保存、活用及び継承

第5節 文化を生かした地域の活性化と魅力の発信

第3章 三重県文化審議会

前文

以下の内容を盛り込む

- 文化のもつ力とその力への期待
- 三重の文化の特色とその意義
- 条例制定の背景
- 目指すべき姿の実現

第1章 総則(続き)

市町等との連携 (第8条)	市町との相互連携及び文化団体等、教育機関、事業者その他関係者との連携について規定
------------------	--

基本計画等 (第9～11条)	基本計画の策定等(第9条)、財政上の措置(第10条)、推進体制の整備(第11条)について規定
-------------------	--

第2章 文化に関する基本的施策

第1節 文化の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術の振興(第12条) ・芸能の振興(第13条) ・生活文化の振興及び国民娯楽の普及(第14条)
--------------	---

第2節 文化にふれ親しみ、 創造する環境づく り	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の文化に関する関心及び理解の醸成(第15条) ・県民の鑑賞等の機会の充実(第16条) ・文化施設の充実(第17条) ・高齢者、障がい者等の文化活動の充実(第18条) ・子どもたちの文化活動の充実(第19条) ・文化活動への支援(第20条)
-----------------------------------	---

第3節 文化を育み、継承す る人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・文化の担い手の育成及び確保(第21条) ・顕彰(第22条)
----------------------------	---

第4節 三重の歴史的資産等 の保存、活用及び 継承	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財等の保存、活用及び継承(第23条) ・伝統芸能及び民俗芸能等の継承及び発展(第24条)
------------------------------------	--

第5節 文化を生かした地 域の活性化と魅力 の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・文化を生かした地域の活性化(第25条) ・文化と観光等との連携(第26条) ・歴史と伝統文化を生かした郷土愛の醸成(第27条) ・三重の文化の魅力の発信と交流の推進(第28条)
------------------------------------	--

第3章 三重県文化審議会

三重県文化審議会 (第29～33条)	三重県文化審議会の設置(第29条)、所掌事項(第30条)、委員(第31条)、専門委員(第32条)、会長等(第33条)について規定
-----------------------	--

第1章 総則

目的(第1条)	県民一人ひとりが生きがいと心の豊かさを実感できる県民生活及び活力ある地域社会を実現することを目的として規定
基本理念 (第2条)	<ul style="list-style-type: none"> ・文化活動を行う者の自主性の尊重(第1項) ・文化活動を行う者の創造性の尊重等(第2項) ・誰もが文化を鑑賞、参加、創造できる環境の整備(第3項) ・三重に対する誇りと愛着の醸成(第4項) ・三重の多様で特色ある文化の保護と発展(第5項) ・三重の文化の国内外への発信と交流(第6項) ・子どもたちへの文化に関する教育の重要性と地域等との連携(第7項) <ul style="list-style-type: none"> ・県民の意見の反映(第8項) ・観光、まちづくり、国際交流等の各分野における施策との有機的な連携(第9項)
県の責務 (第3条)	県は、文化の振興等に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する責務を有することを規定
県民の役割 (第4条) 文化団体等の役割 (第5条) 教育機関の役割 (第6条) 事業者の役割 (第7条)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民は、文化についての関心と理解を深め、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定 ・文化団体等は、文化活動の充実を図り、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定 ・教育機関は、子どもたちをはじめ、県民の文化にふれ親しむ機会の創出に努めることを規定。また、高等教育機関等は、専門的知識を生かした調査研究等を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定 ・事業者は、文化についての関心と理解を深め、文化活動への参画又は支援を通じて、文化の振興等に積極的な役割を果たすよう努めることを規定

2 「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定（中間案）について

1 改定の経緯

令和3年10月に国の「地球温暖化対策計画」及び政府実行計画が改定されたことをふまえ、「三重県地球温暖化対策総合計画」（以下「計画」）の改定を進めるため、令和4年3月に三重県環境審議会に諮問を行い、三重県地球温暖化対策総合計画部会において検討を重ね、中間案（別冊2）を取りまとめました。

2 主な改定の内容

（1）区域（三重県域）から排出される温室効果ガスの削減

①削減目標

現状（2019年度）の県内の温室効果ガス排出量は、2013年度と比べて12.5%の減少となっています。

区域における削減目標については、国の対策による削減効果と県独自の対策による削減効果を積み上げて設定し、2030年度において2013年度比**47%削減**（現計画30%削減）を目標とします。（表1のとおり）

表1 区域における削減目標

（単位：千t-CO₂）

区分	2013年度 (基準年度)	2030年度 BAU (A)	削減量		2030年度 排出量 (=A-B-C)	県の削減 目標 (2013年 度比)	【参考】 県の削減 目標(現行) (2013年 度比)	【参考】 国の削減 目標 (2013年 度比)
			国の対策 (B)	県の対策 (C)				
二酸化炭素 (CO ₂)	25,953	24,034	7,447	2,237	14,350	-45%	-28%	-43%
産業部門	13,556	13,227	3,898	1,530	7,799	-42%	-24%	-38%
業務その他部門	3,372	2,531	1,122	257	1,152	-66%	-49%	-51%
家庭部門	2,949	2,277	1,120	184	973	-67%	-49%	-66%
運輸部門	3,827	3,807	1,149	210	2,448	-36%	-18%	-35%
エネルギー転換部門	368	410	14	55	341	-7%	-19%	-47%
工業プロセス部門	1,295	1,153	14	—	1,139	-12%	-12%	—
廃棄物部門	586	629	130	1	498	-15%	-17%	—
非エネルギー起源CO ₂	—	—	—	—	—	—	—	-15%
メタン (CH ₄)	249	238	23	—	215	-14%	-19%	-11%
一酸化二窒素 (N ₂ O)	580	577	10	—	567	-2%	-5%	-17%
代替フロン等4ガス	515	1,132	777	—	355	-31%	-40%	-44%
合計	27,298	25,980	8,257	2,237	15,486	-43%	-28%	-42%
吸収源対策	—	—	—	—	-950	—	—	(-0.48億 t-CO ₂)
合計(吸収源対策含む)					14,536	-47%	-30%	-46%

◎改定に伴い強化する取組

- 大規模事業所の自主的取組の促進（アドバイザー派遣）
- 県内企業の脱炭素経営に向けた取組への支援
- 再生可能エネルギーの導入促進
- 自家消費型太陽光発電設備の導入促進
- 省エネ家電の一層の普及促進（協力店舗登録制度）
- 次世代自動車の普及促進
- 市町における脱炭素への取組の促進

②促進区域の設定に関する三重県基準

「地球温暖化対策推進法」の改正により、市町は地方公共団体実行計画において、再生可能エネルギー（以下「再エネ」）の導入促進に向けて、対象となる区域（促進区域）や区域内で整備する再エネ施設の種類等を定めることが可能となりました。

一方で、再エネの導入に関しては、生活環境への影響や土砂災害の発生などさまざまな懸念や問題が生じていることをふまえ、都道府県は、市町の促進区域の設定に関して、地域環境の保全に配慮するための基準を定めることができるようになりました。

このことから、県では本計画の目標達成に向けて、市町の動向や専門家の意見を聴取し、三重県基準を策定しました。

(2) 気候変動への適応

本県は南北に縦長で、平野部、盆地部、山地部と地形の複雑さから、多様な地域気候特性があり、気候変動の影響は、地域の地理的特性や社会経済条件等によって大きく異なります。

このため、県民、事業者等が気候変動やその影響について理解を深め、具体的な行動に繋げていただくため、本県における適応策の基本的な考え方や適応策の推進に関する基盤的施策（情報収集、普及啓発、体制の確保）等について記載しました。

(3) 県の事務事業より排出される温室効果ガスの削減

現状（2021年度）の県の事務事業（三重県が実施する事務・事業）における温室効果ガス排出量は、2013年度と比べて16.5%の減少となっています。

削減目標については、国の政府実行計画における削減目標（50%削減）をふまえ、2030年度において2013年度比**52%削減**（現計画40%削減）することをめざします。

ただし、今後も施設の拡張等が見込まれる流域下水道事業（県土整備部）及び水道・工業用水道事業（企業庁）については、別途削減目標を設定するなど、削減に向けた取組を行ってまいります。

表2 県の事務事業における削減目標

(単位：t-CO₂)

	2013年度 排出量 (基準年度)		2030年度		【参考】 県の削減目 標(現行)	【参考】 国の削減目 標
			目標排出量	基準年度比		
電気	38,711	58,930	28,286	-52%	-40%	-50%
公用車燃料	7,601					
庁舎使用燃料等	11,511					
その他(水田の耕作、家畜の飼養等)	1,107					

◎改定に伴い追加又は強化する取組

- 県有施設全体に 2030 年度までに L E D 照明を導入
- 公用車の新規導入・更新時の電動車化
- 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の最大限の導入
- P P A^{*}モデル等を活用した再生可能エネルギーの導入促進
- 新規建築物については、原則 40%以上の省エネ等を実施

※Power Purchase Agreement（電力販売契約）モデルの略称であり、電力需要家が保有する施設の屋根や遊休地に電力販売事業者が発電設備を設置し、発電した電力を電力需要家が施設使うことで、初期投資なしに再生可能エネルギーによる自家消費を行うことができる仕組み

3 今後のスケジュール

- | | |
|-------------|---|
| 令和 4 年 12 月 | パブリックコメント、市町への意見照会（12 月中旬～1 月中旬） |
| 令和 5 年 2 月 | 三重県地球温暖化対策総合計画部会（最終案の審議）
三重県環境審議会（最終案の審議、答申） |
| 3 月 | 環境生活農林水産常任委員会（最終案の報告）
計画改定、公表 |

3 「三重県水道広域化推進プラン」の中間案について

1 趣旨

改正「水道法」では、水道事業経営の持続性を高める方策として、広域連携の推進が求められており、県の責務として「水道事業者等の広域的な連携の推進役」が新たに規定されています。こうした中、市町村等における水道事業の広域化の取組を推進するため総務省及び厚生労働省から、「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定するよう都道府県へ要請がありました。

このことから、県は、県内市町水道事業者及び県企業庁を構成員とする「三重県水道事業基盤強化協議会」において市町水道事業者から意見を聴取し、「三重県水道広域化推進プラン」(以下「プラン」)の中間案(別冊3)として取りまとめました。今後、プランに基づき広域連携策を推進していきます。

2 概要(別紙)

【計画期間】

令和5年度から令和14年度まで(10年間)

【課題】

県の現状や将来見通しから、水道事業の課題を以下の項目で整理します。

(1) 料金収入の減少

給水人口の減少に伴い料金収入が減少し、水道事業経営のための資金確保が難しくなります。

(2) 更新費用の増加

老朽化施設や未耐震施設の更新費用が増加し、経営環境が悪化します。

(3) 水道技術の継承及び確保

職員の年齢構成が均等でないため、今後、世代間の技術継承、今後の技術力確保が難しくなります。

(4) 災害等の危機管理対応力の向上

危機管理対策マニュアルの整備率が低いことや水道施設の耐震化率が低いことから、災害時の危機管理対応力を向上していく必要があります。

【今後の広域化に係る推進方針】

水道事業における料金収入の減少や更新費用の増加に対応するためには、水道料金の値上げを行っていくことが考えられます。

一方で、水道料金の値上げは、住民の生活に大きな影響を与えるものであるため、慎重な検討が必要であり、安易な値上げは行えないことから、各市町は費用縮減の取組を行っていますが、単独では効果があげられない取組もあります。

このため、市町の区域を越えた広域化により、費用縮減に加え、水道技術向上及び危機管理対応力向上に取り組みます。

○ 推進方針

将来にわたる持続可能な水道事業を実現していくため、地理的要因や各水道事業体の経営状況を考慮し、市町と十分な協議を行ったうえで広域化の段階的な実現に取り組みます。

○ 方向性

(1) 料金収入の減少による影響緩和

料金システムの共同化や、共同発注による費用の縮減などの広域化の具体化に向けて、市町と広域化の実施に向け協議していきます。

(2) 更新費用の増加による影響緩和

施設の共同設置・共同利用等による建設費用及び維持管理費用縮減などの広域化について、市町と協議のうえ、三重県水道事業基盤強化協議会ワーキンググループで条件整理した効果算定シミュレーションを実施します。

(3) 水道技術向上

これまで行ってきた研修を継続し、市町のニーズを確認しながら共同研修を開催します。また日常的な取組として、水道事業者間での意見交換や技術交流の取組を推進し、広域化による技術力向上を図ります。

(4) 災害等の危機管理対応力の向上

災害に関する共同研修を実施し、水道事業者職員の危機管理能力の向上や各種マニュアルの整備を支援します。また、情報伝達訓練等の災害時想定訓練を通じて、水道事業者間の連携強化や危機管理対応力の強化を図ります。

【今後の協議体制】

以下の体制で、基盤強化につながる広域化について検討・協議を行います。

(1) 三重県水道事業基盤強化協議会（以下「協議会」）

基盤強化に係る方針を検討・協議します。

(2) 協議会ブロック会議

地域の実情に応じた広域化の可能性を検討します。

(3) 協議会ワーキンググループ

広域化の取組ごとに、市町水道事業者担当職員による検討を進めます。

3 今後のスケジュール

令和4年12月中旬	協議会において、市町水道事業者へ中間案の意見聴取
令和5年2月	協議会において、最終案を作成
3月	環境生活農林水産常任委員会へ最終案を報告 プランの策定、公表

三重県水道広域化推進プラン（中間案）の概要 【計画期間：令和5年度から令和14年度まで（10年間）】

現状

上水道事業 29
簡易水道事業 25
（松阪市1、尾鷲市8、熊野市16）
水道用水供給事業 2



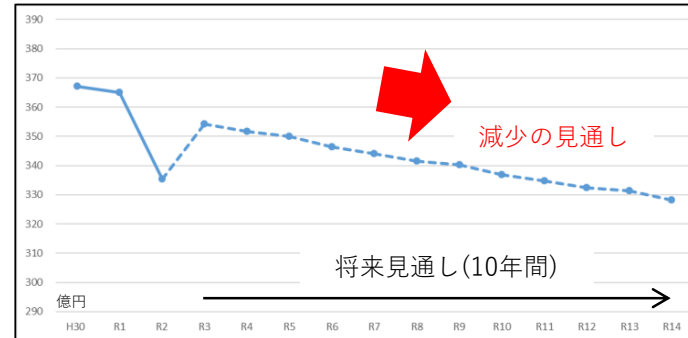
上水道事業 : 給水人口5,001人以上のもの
簡易水道事業 : 給水人口5,000人以下のもの
水道用水供給事業 : 水道事業に対して水道用水を供給する事業

給水人口と水道普及率

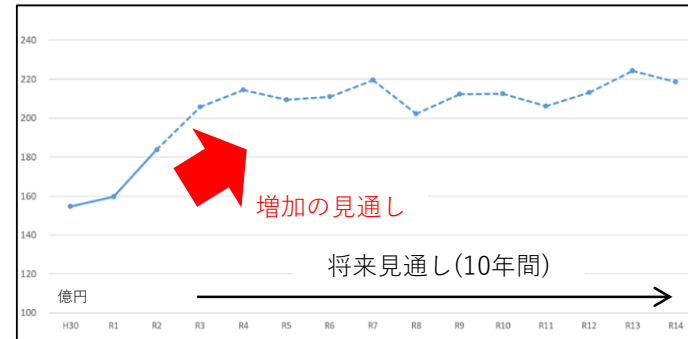
地域	行政区内人口(人)	給水人口(人)	普及率
北勢地域	844,883	844,531	100.0%
中勢地域	482,944	480,096	99.4%
伊勢志摩地域	232,941	231,693	99.5%
伊賀地域	166,512	165,811	99.6%
東紀州地域	67,388	66,411	98.6%
合計	1,794,668	1,788,542	99.7%

将来見通し

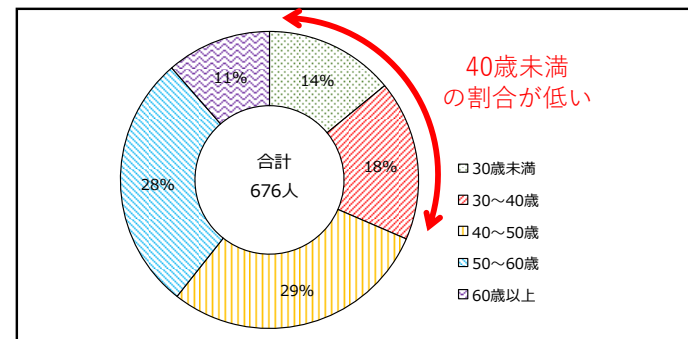
(1) 料金収入



(2) 水道施設の更新費用



(3) 職員の年齢構成



(4) 危機管理マニュアル整備率

各種計画名	策定済み比率
危機管理	
応急復旧計画	55%
応急給水計画	66%
地震対策	59%
風水害	45%
水質汚染事故	62%
クリプト対策	41%
施設事故	41%
停電対策	45%
管路事故	38%
マン	
給水凍結	24%
テロ対策	38%
ユ	
漏水対策	41%
ア	
新型インフルエンザ	38%

マニュアルの整備率が低い

推進方針

将来にわたる持続可能な水道事業を実現していくため、地理的要因や各水道事業者の経営状況を考慮し、市町と十分な協議を行ったうえで広域化の段階的な実現に取り組めます。

「課題」及び広域化の「方向性」

課題 (1) 料金収入の減少
給水人口の減少に伴い料金収入が減少し、水道事業経営のための資金確保が難しくなります。

共同委託、共同調達によりスケールメリットによる費用縮減が可能な市町とともに検討していきます。

- ▶ 窓口業務、検針業務、料金収納業務等の事務の共同化
- ▶ 薬品、水道用メータの共同購入
- ▶ 水質検査の共同委託
- ▶ システムの共同化

等

課題 (2) 更新費用の増加
老朽化施設や未耐震施設の更新費用が増加し、経営環境が悪化します。

老朽化施設の更新時に、広域化による費用縮減ができないか市町とともに検討していきます。

- ▶ 施設の共同設置、共同利用
- ▶ 市町自己水源から県水への転換

課題 (3) 水道技術の継承及び確保
職員の年齢構成が均等でないため、世代間の技術継承、今後の技術力確保が難しくなります。

研修や意見交換会などを通じて、市町間での技術交流を推進することで、技術力を確保していきます。

- ▶ 県による共同研修の開催
- ▶ 水道事業者間での意見交換や技術交流の取組を推進

課題 (4) 災害等の危機管理対応力の向上
危機管理対策マニュアルの整備など、災害時の危機管理対応力を向上していく必要があります。

災害に関する共同研修や情報伝達訓練を通じて、各市町の連携強化や危機管理対応力の向上に取り組めます。

- ▶ 防災研修を開催
- ▶ 情報伝達訓練など災害時想定訓練実施

4 「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」への対応等について

「差別を解消し、人権が尊重される三重をつくる条例」（以下「条例」）に規定する相談・紛争解決体制の令和5年4月からのスタートに向け、その準備状況を次のとおり報告します。

1 相談体制【第12条】

(1) 人権センターの機能強化

人権センターの令和3年度の相談実績（904件）を分析した結果、104件について、条例第12条に基づく調査や関係者調整などの新たな業務が発生すると見込まれます。また、人権センターや各相談機関から意見聴取したところ、「条例に規定された相談対応を適切に実施できるか不安である」といった意見がありました。

このため、令和5年4月から相談対応が適切に実施できるよう、学識経験者や関係団体等のご意見を伺いながら準備を進めます。

また、人権センターを人権相談の総合窓口として位置づけ、アドバイザー（弁護士等の専門家）を配置します。相談対応では、特に初動が重要であり、差別性の判断や法的根拠、相手方へのアプローチ方法等のアドバイスを受けることで、各相談機関の不安を払拭し、これまでの傾聴・他機関への紹介を主とする相談体制から、相談者に丁寧で寄り添った質の高い相談体制を構築します。

(2) 庁内の連携体制の強化

県の各相談機関をはじめ関係各課等において、条例に基づく相談対応が適切に実施できるよう、対応方法をまとめた実務マニュアルの作成を進めています。

2 紛争解決体制【第13条】

(1) 三重県差別解消調整委員会の委員の選任

不当な差別を受けた者が、知事に対し行う「必要な助言、説示又はあっせん」の申立てにかかる調査審議を行うため、三重県差別解消調整委員会（以下「委員会」）を設置します。

委員会は、公正な判断ができ、人権に関して高い識見及び豊かな経験を有する弁護士、学識経験者等の5名で構成することとし、現在、委員会の立ち上げの準備を進めています。

(2) 助言、説示又はあっせん等の判断基準の策定

法務省の人権侵犯事件手続きでの対応例や判例を調査し、助言、説示又はあっせんを行うにあたっての判断基準の作成を進めています。引き続き、事例等を収集し内容の充実を図り、適切な判断が行えるよう準備を進めます。

3 条例の周知・啓発

(1) 県民への周知

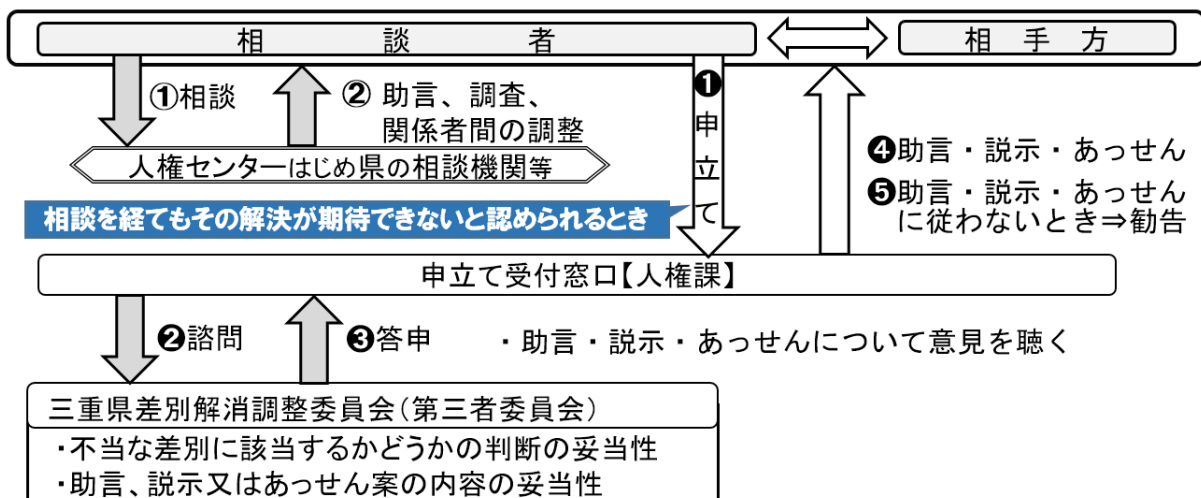
条例や相談体制等について、県政だより（広報紙・テレビ）や新聞（県内主要6紙）への掲載、県ホームページ等で広く周知に努めています。引き続き、条例の趣旨や基本理念に加え、県民や事業者の責務、相談体制や新たな紛争解決体制の仕組み等を周知・啓発することで、不当な差別をはじめとする人権問題の解消に向けて取り組んでいきます。

(2) 市町への協力依頼

令和4年10月から11月にかけて、全市町を訪問し条例の説明と相談対応の協力依頼を行いました。

また、全市町で構成する三重県人権・同和行政連絡協議会の理事・幹事会で条例等の説明・周知を図るとともに、令和5年2月には、市町職員を対象に研修会を開催します。

【参考】紛争解決のフロー図



5 産業廃棄物の監視・指導における新たな技術の活用等について

1 三重県における不法投棄の現状

産業廃棄物の不法投棄は依然として後を絶たず、建設系廃棄物の割合が高い状況が続いています。令和4年度（11月末現在）に新たに確認された不法投棄件数は32件であり、昨年同時期に比べて件数は増加している状況です。なお、令和4年度に新たに発覚した32事案のうち19事案が建設系廃棄物の不法投棄です。

表 新たに確認された不法投棄事案の推移

(単位：件、(数量トン))

年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度※
確認事案数	48(468)	41(438)	58(831)	40(792)	34(988)	32(390)
【10トン以上事案】	【13(378)】	【12(398)】	【13(693)】	【8(744)】	【12(947)】	【10(357)】
うち建設系廃棄物	39(422)	30(425)	39(814)	28(780)	24(971)	19(222)
【10トン以上事案】	【12(337)】	【12(398)】	【13(693)】	【8(744)】	【12(947)】	【9(207)】

※R4年度は4月から11月末までの集計、数量トンについては確認できたもののみ集計

2 産業廃棄物の監視・指導における新たな技術の活用について

(1) ドローンを用いた不法投棄等の監視手法の検討

平成29年度からドローンを導入し主に不法投棄等の状況把握や廃棄物の測量に活用していますが、令和3年度から不法投棄等の監視活動への活用に向けた検討を進めています。令和4年度は、実現可能性と課題の洗い出しを目的として、9月27日から3日間にわたり、伊賀市内で自動運用型ドローンを用いた監視手法の実証試験を行いました。

<内容>

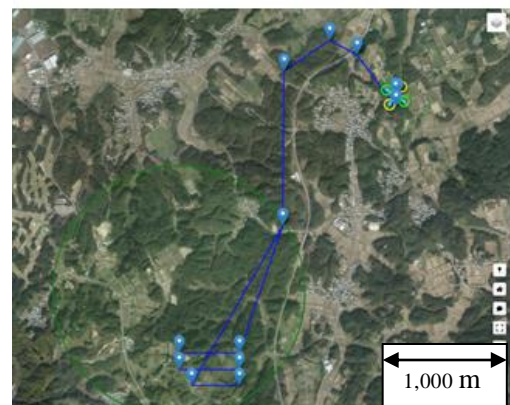
- ・現地で操作することなく事前に飛行ルート及び監視エリアを設定
- ・撮影データをリアルタイムで現場及び県庁に送信し確認
- ・1回約30分の飛行で12.4kmの距離を飛行し60haの面積を監視

<結果と課題>

- ・飛行や撮影等に成功し効率的な監視手法として活用できる可能性を確認
- ・「撮影データから不法投棄を検出する精度の向上」及び「メンテナンスを含め定期的に監視する手法の確立」が課題

自動運用型ドローンによる監視手法を確立し実装した場合、不法投棄の早期発見に加え抑止効果が期待されます。令和4年度に明らかとなった課題をふまえて、引き続き、効率的・効果的な監視手法としての実装に向けて取り組んでいきます。

写真1 実証試験の概要図（伊賀市内）
【青線が事前設定した飛行ルートを表す】



(2) スマートフォンを活用した不法投棄通報システム

令和4年10月24日より、現場からインターネット経由で、位置情報や写真を添付したうえでの通報を可能とした“廃棄物スマホ110番”を県民向けに周知を始めました。そうしたところ、11月末までの約1か月間で13件の通報があり、迅速な初動対応に生かすことができました。引き続き、ICTの導入を進めていきます。



写真2 “廃棄物スマホ110番”のスマートフォン画面（左）と実際の通報写真（右）

3 建設系廃棄物対策について

(1) 不法投棄等不適正処理の要因分析

平成30年度から令和3年度の間、廃棄物処理法違反で廃棄物処理業許可に係る行政処分に至った45事案（81事業者が関与）について、その違反に至った要因を分析したところ、概ね次の5要因に分類されました。45事案のうち、29事案が解体工事に係る事案であり、81事業者のうち64事業者が建設業法の許可又は建設リサイクル法の解体工事業登録を有する者です。

- ① 廃棄物処理法その他法令の無知によるもの（29事案）
廃棄物処理法はもとより、建設業法等関連法規により課されている義務規定を認識していない。
- ② 解体工事の重層的構造に起因するもの（17事案）
下請け孫請けによって行われ、最終的に解体・処分の費用がなくなっている。
- ③ リサイクル費用の“高止まり”によるもの（12事案）
解体ミンチや壁土などリサイクルが困難な廃棄物の処理費用が高い。
- ④ 近隣府県市の事業者が関与するもの（12事案）
県外の建設業者等が元請業者等として工事を行っている。その他、本県の地理的状況から、近畿圏・中部圏からの県境を越えた投棄がある。
- ⑤ 不適格な建設業者等によるもの（10事案）
過去に廃棄物処理業の許可取消等の行政処分を受けた建設業者等が解体工事に関与している。
- ⑥ その他（11事案）

* 1事案で複数要因あり

解体工事（建設工事）には廃棄物処理法のほか建設業法等の規制がなされており、こうした法令を遵守した工事が行われることが不法投棄を根絶する第一歩であると考えています。特に、廃棄物処理法における排出事業者（元請業者）責任のさらなる徹底が重要です。

(2) 排出事業者責任の徹底

ア 解体工事に係る連絡調整会議の開催等

解体工事に係る課題を共有し対策等を検討することを目的として、「建設業法」等を所管する県土整備部3課（建設業課、建築開発課、技術管理課）のほか、「大気汚染防止法」（アスベスト規制等）を所管する環境生活部大気・水環境課、「労働安全衛生法」を所管する三重労働局及び関係業界団体を構成員とした「解体工事に係る連絡調整会議」を令和3年度に設置しました。令和4年度は、昨年度に意見のあった、解体工事に係る法令の分かりやすい解説書として、“法令周知マンガ”の作成に取り組んでいるところです。

また、令和5年2月には、解体工事関係者を対象に、会議構成員と協力して解体工事に関係する法令に係る研修会を開催します。今後も関係機関や業界団体との連携・協力により、建設系廃棄物対策に取り組んでいきます。



写真3 解体工事に係る法令周知マンガイメージ

イ 産廃条例の周知等

「三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例」（以下「産廃条例」）に基づき、令和3年度は、発注者への説明等義務の履行状況に関する調査を進め、義務を履行していなかった元請業者34者に対して産廃条例に基づき勧告を行いました。引き続き、履行状況の確認を行い、正当な理由なく勧告に従わない元請業者に対しては、産廃条例に基づき氏名等の公表を行います。

(3) 広域的な監視・指導の実施等

建設系廃棄物は県域を越えて移動することもあり、令和4年度には、近隣県市と協力した県境付近における合同路上監視を6回（予定2回を含む）、防災ヘリ等を活用した監視（スカイパトロール）を2回行うなど、広域的な監視・指導を実施しています。

また、近畿圏から搬入され不法投棄される事案が散見されることから、今後、近畿地方環境事務所が主催する「近畿地方不法投棄対策連絡会」に参加し、本県の状況を説明する予定です。

(4) 国への要望

不法投棄の大部分が建設系廃棄物であることは全国的な課題であることから、令和4年5月に環境省及び国土交通省に対して、解体工事関係者のさらなる資質の向上を図る取組を行うこと、排出事業者（元請業者）責任の徹底を図ることなど、その対策を講じるよう要望を行いました。令和5年度以降も国への要望を行っていきます。

6 各種審議会等の審議状況について

(令和4年9月15日～令和4年11月20日)

1 三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 三重県地球温暖化対策総合計画部会
2 開催年月日	第3回 令和4年11月7日
3 委員	部会長 朴 恵淑 他8名
4 諮問事項	「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について
5 調査審議結果	「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について中間案の審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年2月頃（予定）

2 三重県環境審議会 大気部会

1 審議会等の名称	三重県環境審議会 大気部会
2 開催年月日	令和4年10月27日
3 委員	部会長 樋口 能士 部会長代理 武本 行正 委員 山崎 晶子
4 諮問事項	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて
5 調査審議結果	「三重県生活環境の保全に関する条例」で定める指定施設（ばい煙）の見直しについて審議が行われ、三重県環境審議会（親会）への大気部会最終報告案が取りまとめられた。
6 備考	最終案を取りまとめて大気部会は終了となった。

3 三重県公害審査会 調停委員会

1 審議会等の名称	三重県公害審査会 調停委員会
2 開催年月日	令和4年9月16日（第4回調停期日）
3 委員	調停委員長 木村 夏美 他2名
4 諮問事項	令和3年（調）第1号事件
5 調査審議結果	紛争解決に向け、被申請人が実施した対策の効果について申請人から意見聴取が行われたが、当事者間に合意が成立する見込みがないものと認め、「公害紛争処理法」第36条第1項の規定により調停を打ち切った。
6 備考	次回開催日：なし

4 三重県文化審議会

1 審議会等の名称	三重県文化審議会
2 開催年月日	令和4年11月1日
3 委員	会 長 豊田 長康 副会長 千種 清美 委 員 岩間 弘 他12名
4 諮問事項	「三重県文化振興条例（仮称）」の制定について
5 調査審議結果	「三重県文化振興条例（仮称）」の中間案について、審議が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年2月頃（予定）

5 三重県立図書館協議会

1 審議会等の名称	三重県立図書館協議会
2 開催年月日	令和4年10月21日
3 委員	会 長 東福寺 一郎 副会長 林 千智 委 員 秋山 則子 他7名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	令和4年度の事業進捗状況について、意見交換が行われた。
6 備考	次回開催日：令和5年3月頃（予定）

6 三重県男女共同参画審議会

1 審議会等の名称	三重県男女共同参画審議会
2 開催年月日	(1) 令和4年10月24日 (第3部会) (2) 令和4年10月31日 (第2部会) (3) 令和4年11月11日 (第1部会)
3 委員	(1) 第1部会 部会長 菅生 としこ 副部会長 藤岡 充昭 委 員 小椋 衿子 他5名 (2) 第2部会 部会長 藤枝 律子 副部会長 芦葉 甫 委 員 横山 仁史 他5名 (3) 第3部会 部会長 小林 慶太郎 副部会長 上山 千秋 委 員 小川 眞里子 他2名
4 諮問事項	なし
5 調査審議結果	県が実施する男女共同参画施策の実施状況について、対象課へのヒアリングが行われた。
6 備考	次回開催日：令和4年12月19日 (第1部会) 令和4年12月16日 (第2部会) 令和4年12月13日 (第3部会)